

## 指定障害者支援施設等の人員、設備に関する基準

### 1 人員基準（基準第4条）

職種	要 件
生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単位ごとに 利用者数60以下：1人以上 利用者数61以上：1人に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> <li>・ 1人以上は常勤</li> <li>・ 自立訓練又は就労移行支援のみの提供の場合、宿直勤務を行う者を1人以上</li> </ul>
サービス管理責任者	昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼務

### 2 設備基準（基準第6条）

区分	要 件	
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員4人以下</li> <li>・ 地階に設けない</li> <li>・ 居室面積が収納設備を除き、9.9㎡（6畳相当）以上</li> <li>・ 寝台又はこれに代わる設備を備えること</li> <li>・ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面していること</li> <li>・ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管する設備を備えること</li> <li>・ ブザー又はこれに代わる設備を設けること</li> </ul>	
食堂	食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること	
浴室	利用者の特性に応じたものであること	
洗面所・便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居室のある階ごとに設けること</li> <li>・ 利用者の特性に応じたものであること</li> </ul>	
廊下幅	1.5m以上、中廊下幅は1.8m以上	
相談室	間仕切り等を設けること	※相談室と多目的室は、支障がない範囲で兼用可
多目的室その他運営上必要な設備	—	